



日進市 地球温暖化対策 実行計画

— 区域施策編 —

中間見直し

平成 31 年 3 月

… 目次 …

はじめに	1
第1章 地球温暖化対策をめぐる背景	2
1.1 地球温暖化とは	2
1.1.1 地球温暖化のしくみ	2
1.1.2 気温の変化	3
1.1.3 温室効果ガス濃度の変化	4
1.1.4 気候変動のリスクと対応	5
1.2 地球温暖化対策の動向	8
1.2.1 国際社会の動き	8
1.2.2 日本の動き	10
1.2.3 愛知県の動き	12
1.2.4 日進市の動き	15
1.3 地球温暖化対策に関連する日進市の概況	18
1.3.1 位置・地勢	18
1.3.2 気候	18
1.3.3 土地利用	19
1.3.4 人口・世帯数	19
1.3.5 住宅の状況	20
1.3.6 産業の状況	20
1.3.7 交通の状況	20
1.3.8 廃棄物の状況	21
1.4 市民アンケート調査の結果	22
第2章 計画の基本的事項	26
2.1 計画の目的	26
2.2 計画の位置づけ	26
2.3 計画の対象	27
2.4 計画期間	27
第3章 温室効果ガス排出量の削減目標	28
3.1 日進市の温室効果ガス排出量の現況	28
3.1.1 推計手法	28
3.1.2 推計結果	29
3.2 日進市の温室効果ガス排出量の将来推計	35
3.2.1 現状趨勢ケース	35

3.2.2	対策ケースの検討	36
3.3	温室効果ガス排出量の削減目標	38
第4章	日進市の地球温暖化対策	39
4.1	取組の体系	39
4.2	具体的な取組	40
4.2.1	エネルギー起源CO ₂ の削減	40
4.2.2	非エネルギー起源CO ₂ の削減	46
4.2.3	普及啓発等	47
第5章	計画の推進体制と進行管理	49
5.1	計画の推進体制	49
5.2	計画の進行管理	50
5.3	進行管理のための指標	51
第6章	資料編	52
6.1	日進市地球温暖化対策実行計画策定委員会	52
6.2	計画策定の経緯	53
6.3	用語解説	54

はじめに

地球規模の環境問題である地球温暖化は、わたしたちの社会や暮らしに直接的・間接的に大きな影響を与えます。我が国においても、近年異常気象などに伴う甚大な災害が増加しており、このように顕在化しつつある地球温暖化の影響への対策は、国際社会が共通して取り組むべき喫緊の課題となっています。

このような背景のもと、2015年（平成27年）に採択された「パリ協定」では、世界各国が協調して温室効果ガスの削減に取り組むことが定められ、我が国は2030年までに温室効果ガスの排出を2013年度比で26.0%削減するという目標を掲げるとともに、その具体的な方策として、「地球温暖化対策計画」を定めました。

本市においては、社会のあらゆる人々が役割を分担しつつ、環境に配慮され、持続的発展が可能なまちづくりを推進するため、2004年（平成16年）9月に「日進市環境まちづくり基本条例」を制定しました。この中で、地球環境の保全が人類共通の最重要課題であることを明記し、環境まちづくりに取り組む上での課題であるとしています。本市では、こうした理念のもと、2011年（平成23年）3月に「日進市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「前計画」といいます。）を策定し、2023年度（平成35年度）を目標年度として温室効果ガスの削減に取り組んでいるところです。「日進市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改訂版」（以下、「本計画」といいます。）は、計画期間の中間時期にあたって、前計画策定以後の社会情勢の変化や国の目標等を踏まえ、日進市において今後めざすべき数値目標を適切に見直すとともに、その実現性を高めるための取組を再編したものです。

日進市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）中間見直し

平成31年3月

日進市市民生活部環境課

〒470-0192 愛知県日進市蟹甲町池下268番地

TEL 0561-73-7111(代) FAX 0561-72-4603

E-Mail kankyo@city.nisshin.lg.jp